

報告2
ルーマニアからの木材調達における
デューデリジェンスの実態
～アンケート調査

佐々木勝教
フェアウッド・パートナーズ、FoE Japan

【ウェビナー】クリーンウッド法は世界の動きをどう取り入れるか？
違法伐採から森林減少防止へ～施行5年後見直しを機に考える～
2022年3月24日(木)14:00～16:00

ルーマニアからの木材製品の背景情報

- 日本市場の住宅向けの製材や柱・梁などの構造用集成材の産地（ホワイトウッド、レッドウッド）
- 欧州内で最後と言われる原生林を持つ国（欧州の原生林の2/3）
- 政治的なガナバンスや汚職の問題が指摘されており、ルーマニア政府の発表でも、国内伐採のほぼ半分が違法だとされてきた。
- NGOによる調査報告も発表されており、トレーサビリティの担保には大きな課題が残る。

FAIRWOOD PARTNERS

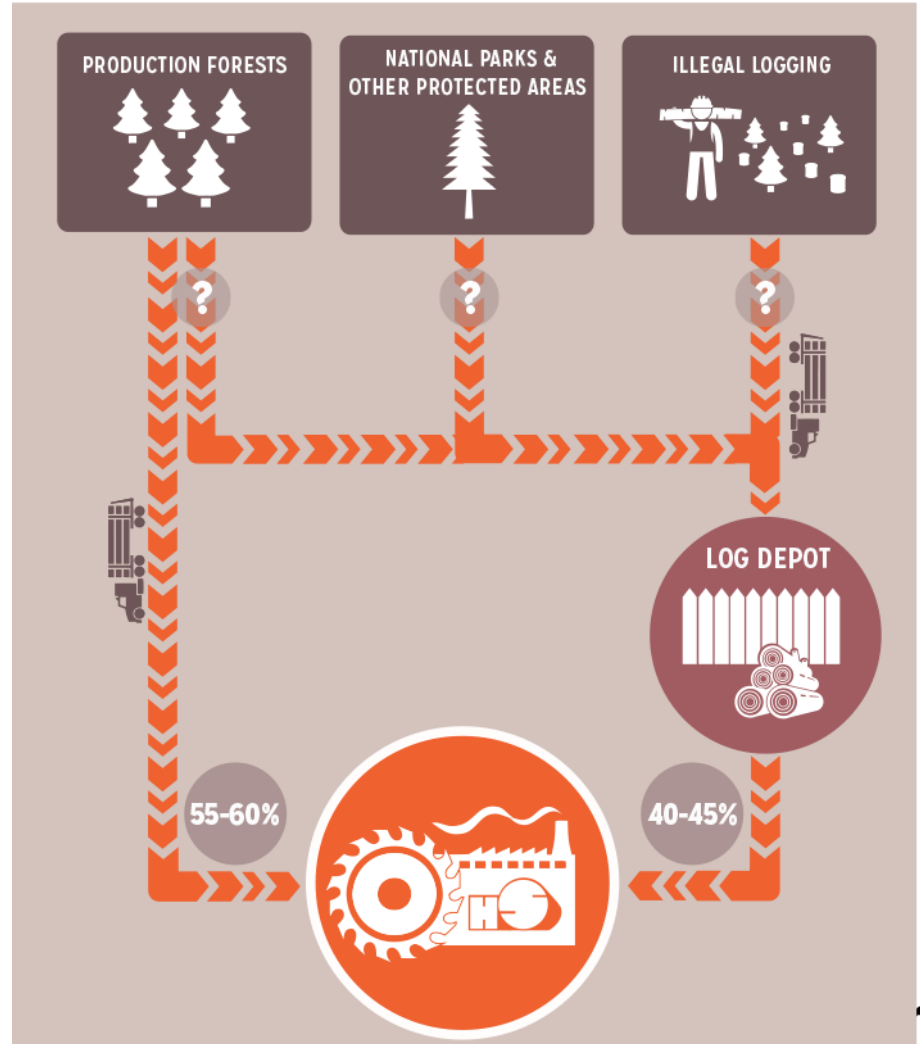
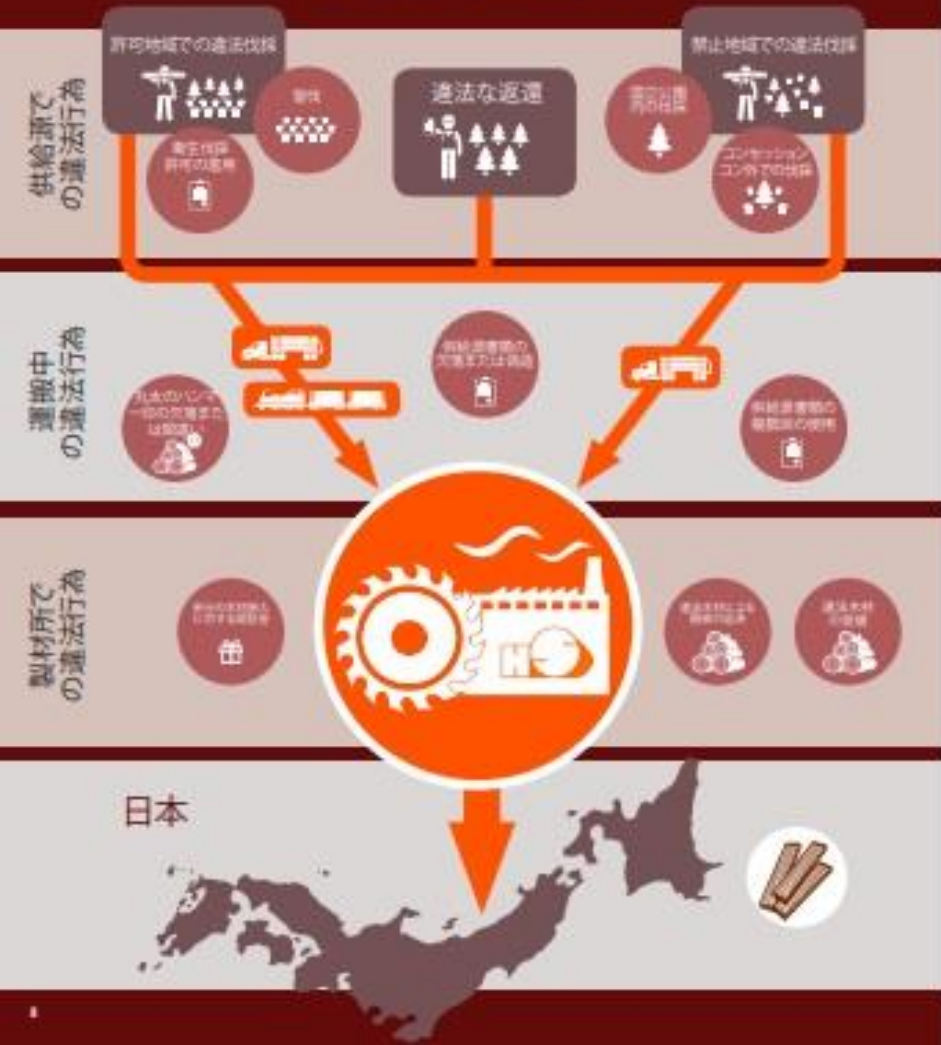
木の流れから、未来をつくる。
フェアウッド・パートナーズ



FAIRWOOD PARTNERS

THE ROLE OF LOG DEPOTS IN SCHWEIGHOFER'S ROMANIAN SUPPLY CHAINS

シュバイクホファー社の木材サプライチェーンの違法性について



調査概要

- 目的：ルーマニア材製品を輸入する日本企業による木材調達における取組内容や進捗状況を把握する
- 調査期間：2021年12月15日～2022年1月20日
- 調査方法：EIAにより2016年に発行されたルーマニアに関するレポート「Built on Lies: New Homes in Japan Destroy Old Forests in Europe (偽上の住宅～日本の新築住宅の犠牲になる欧州の原生林)」に掲載されたオーストリアの製材業大手のHSティンバー社の日本側取引先に対し、郵送またウェブページ上での回答方法によるアンケート調査を行った。さらに、アンケート回収後、いくつかの事業者に対して個別メールおよび電話により聞き取り調査を行った。

質問項目

【問1】ルーマニアからの製材品(原料の伐採地がルーマニア国外を含む)を調達をしていますか？

【問2】以前は調達していたが、取り扱いをやめた材はありますか？

■情報へのアクセス

【問3】ホワイトウッド、レッドウッドを原料とする製材品をルーマニアから輸入する際、デューデリジェンス(合法性の確認)の中で、トレーサビリティ(追跡可能性)はどこまで把握していますか？

■リスクの評価・判断

【問4】ルーマニアから輸入している製材品について、どのような場合にリスクがあると判断していますか？

■リスクの低減

【問5】ルーマニアから輸入している製材品について、違法性のリスクが高いことをNGOは指摘しています。このような指摘を受けて、貴社ではリスクが十分に低いかどうかをどのように判断していますか？

【問6】ルーマニアのある事業者がFSCにより関係断絶されていました。この件について貴社はこの事業者から調達している製材品に対するデューデリジェンスにおいて何らかの対応をしましたか？

情報へのアクセスについて (ルーマニア材)

	A社	B社	C社	D社	E社
原料の伐採国(ルーマニアであること)まで	○	○	○	○	
ルーマニア国内に位置する製材工場まで	○	○			○
木材集積所(depot)まで	○	○			
山土場まで(loading point)まで	○	○			
最小林班または切り株まで	○	○			
森林経営関連情報まで	○				
森林認証		○	○	○	
その他	○	○	○	○	

✓ ルーマニア産材のトレーサビリティについては、5社中2社が最小林班または切り株までの遡及を行っているが、うち1社は森林経営(FM)関連の詳細な情報にまでアクセスしている。

森林認証制度だけでは伐採地までのトレーサビリティを把握できない現状からトレーサビリティの確認のツールとしていない点は非常に重要である。

✓ その他の2社は、伐採国としてのルーマニアの把握を除き、そのほかのトレーサビリティに関する情報はPEFC森林認証(CoCドキュメントあるいは管理材)で充たしている。

情報へのアクセスについて（外国産材）

	A社	B社	C社	D社	E社
原料の伐採国まで	○	○	○	○	
一次加工製材所まで		○			○
伐採された地域(州、県、郡など)まで		○			
伐採された森林管理単位(FMU)まで					
伐採された最小林班(区画)または切り株まで					
森林認証	○	○	○	○	
その他	○	○	○	○	

✓外国産材については、伐採された地域まで把握しているのは1社のみであった。

この1社を含む4社は、伐採国と森林認証の有無のセットで基本的な合法性を確認し、ルーマニア側の業者からの追加的な情報(仕入先国リスト、原産国情報、同業者によるDD関連書類)の入手により総量としてのトレーサビリティを確認している。

★外国産材については、調達先からの追加的な情報に左右されることになるが、隣接するウクライナなど違法性リスクが高いとされる国も想定されることから、それぞれの伐採国の法令への順守を何により証明したのか、特に高リスクの伐採国については、調達先から詳細な情報を得る必要があるだろう。

リスク評価／判断

		A社	B社	C社	D社	E社
1	調達先から合法性証明書類等が入手できない	○	○	○	○	
2	調達先から、伐採・流通時の合法性等に関する十分な情報が得られない	○	○	○		
3	調達を行う国等の政府機関により違法操業等の事例の報告がある	○	○			○
4	国際的な調査機関(例:Preferred by Natureなど)により、調達を行う国・地域に関する違法性のリスク、違法操業等の事例の報告がある	○	○			
5	報道機関により、調達を行う国・地域に関する違法性のリスク、違法操業等の事例の報告がある	○	○		○	
6	EIAやTransparency InternationalなどNGO等の民間団体により、調達を行う国・地域に関する違法性のリスク、違法操業等の事例の報告がある	○	○		○	
7	FSC・PEFC等による調達先の関係断絶	○	○		○	
8	特にリスクが高いとは考えていない					

調達先
生産国

外部情報

✓全5社中**3社**が調達先およびその国の政府からの情報以外の第三者機関からの様々な情報もリスク判断に用いている。他の**2社**は、外部の第三者機関からの情報は用いず、調達先からの合法性証明、あるいは合法性等に関する十分な情報が得られない場合のみにリスクを判断する1社と、調達を行う国等の政府機関による違法操業の事例のみをリスクと判断する1社となっている

リスクの低減

		A社	B社	C社	D社	E社
1	調達先から入手した書類・情報を根拠に、違法リスクが低いと判断し、取り扱いを継続			○	○	
2	調達先とそれ以外からの情報を検討し追加的な調査をした結果、違法リスクが低いと判断し、取り扱いを継続	○	○			
3	森林認証材の調達により、違法リスクが低いと判断し、取り扱いを継続		○	○	○	
4	調達先とそれ以外からの情報を検討し追加的な調査をした結果、違法リスクが十分に低くはないと判断し、取引を継続しながら取引先との対話を継続中		○			○
5	調達先とそれ以外からの情報を検討し追加的な調査をした結果、違法リスクが十分に低くはないと判断し、一部の製品について自ら取り扱いを止めた	○				

- ✓ 問5の追加的措置を講じているのが3社だった。そのうち1社は追加的な情報収集を行ったのち、一部商品の取引を停止している。
- ✓ 他の2社は、一部製品について違法リスクが十分に低くないと判断しているが、取引先との対話を低減措置の一環として位置づけ、取引自体は継続している。
- ✓ 追加的措置を講じていない2社は、調達先からの情報と森林認証の有無により違法リスクが低いと判断している。

まとめ：

- リスクへの対応において各社がそれぞれ異なる判断基準によって行っている。
- 自社木材調達方針に沿ったDDのプロセスを回答したのは1社。そのほかの事業者は違法リスクがないことを客観的に外部に示すための方針およびDDSがない状況。
- ルーマニアからの木材製品の輸入においては、CoCが繋がった製品はなく、PEFC管理材の製品が主であることから、事業者による説明責任が重要。

リスクを排除するための今後の課題

- 伐採地の森林経営情報へのアクセス
- 森林認証の信頼性の評価
- 違法性が十分低くないと判断された場合の対話の期限（低減措置の効果検証）